

第9回黒沢川流域協議会 議事要旨

■座長・座長代理の改選について

(県説明)

「黒沢川流域協議会会則」第9条において、当協議会の座長及び座長代理の任期は2年と定められている、これまで座長をお努めいただいた高山さん、座長代理をお努めいただいた藤原さんの任期が、この9月10日をもって2年となっている。については新たに座長及び座長代理を選出する必要があり、皆様にお諮りしたい。

(会員)

高山座長、藤原座長代理の再任を提案する。是非宜しく願いたい。

- 全会一致で座長・座長代理の再任を承認

■会則の改定について

(県説明)

黒沢川流域協議会会則について、10月1日の安曇野市の合併、及びこれに伴う建設事務所の名称変更により所要の改定をしたい。

- 全会一致で会則の改定を承認

(その他意見)

・会員の出席が少ない。県は出席数を増やす努力・工夫をした方がよい。

■調整池計画の変更について

(県説明)

原案決定後、地元中学校からの提案を受けて三郷村が策定した自然公園計画との整合を図る必要が生じ、三郷村との協議のうへ変更案の再検討を行った。

- ・自然流下で調整池へ導水をするために、取水施設は洞合橋上流かつ、自然公園と重ならない場所へ設ける。
- ・第2調整池を拡大し、1池で貯水容量を確保する。

結果、洞合橋直上流に取水施設を設け、第2調整池を北側へ拡大することで29万 m^3 を確保することが可能と判断した。

この変更案は、施設規模は小さくなるものの、第2調整池を北側へ拡大するため斜面の大規模掘削、それに伴う構造物の設置などが必要となる。

コスト的には工事費と用地費が相殺され、2池の場合より若干有利となる。

変更案に決定するまでの経緯は次の通り

平成17年6月14日 第8回流域協議会

～6月29日 旧三郷村との協議

8月30日 長野県治水水利対策推進本部治水班会議

了承

9月21日 長野県治水水利対策推進本部 決定

(会員)

調整池変更案で、治水の安全度は十分保てるのか。

(県)

池の数は1つ減ったが、洪水調節機能は変わっていない。上流側の池の容量を下流池1つで賄う形に変えただけである。

(会員)

変更案の内容に異議はないが、決め方に疑問がある。

県で決定されたものが提示されている。これまで県は2池が必要と行ってきたのに、1池に変えますという説明。流域協議会はどういう立場にあるのか。

(県)

2池の当初案は、流域協議会発足以前の「治水・利水ダム等検討委員会」にて提案され、長野県治水水利対策推進本部が整備方針として決定したものである。

整備方針を決定するのは長野県治水水利対策推進本部であり今回の変更案も、変更の決定をしたうえで皆様に説明をさせて貰った。ただし、これについては前回の第8回会議において、変更が必要である旨を、予め皆様に伺った。その際、概ねの了承が得られたため変更の手続きを進めてきたということ。

また、2池とした当初の考え方には、現地形の改変を極力少なくし、容量が足りない場合は、上流に更に貯水池を確保するという考えであり、三郷村も将来の他目的利用も可能とのことから最適案としていた。しかし公園計画の浮上といったその後の状況の変化によって変更に至った。

■黒沢川自然公園について

(安曇野市)

計画図を用い、内容の説明。

(会員)

公園内ビオトープに引き込む水はどこの水か。

(安曇野市)

農業用水の余水を利用

(会員)

黒沢川の1/30洪水時に水没することはないか。

(県)

この場所は河川区域外であり、計画洪水では水没の心配はない。

■第7回及び第8回の検討課題について

○黒沢川下流部、堤防区間の構造について

(県説明)

堤防の護岸構造及び内部の状況について説明。

- ・ 蛇籠に覆土
- ・ 自然石の空積み

(会員)

堤防内の蛇籠は50年ほど前からあるものと思われる。耐用年数は大丈夫か。しっかりとした調査を行って欲しい。

(県)

詳細な調査について検討する。

事前に現地の再調査をするので、会員の方も同行願いたい。

○拾ヶ堰等、万水川への流入量について

(県説明)

万水川へ流入する用排水路の水量等について説明。

(会員)

洪水時にこれら用排水路の水量コントロールはどうなるのか。万水川が溢れることはないか。

(県)

用排水路の水量コントロールは、改良区または市などの水路の管理者が行っており、県では常時の水量管理には係わっていない。ただし、万が一、万水川本川に危険な状況が想定される場合は、流入抑制など、これら管理者に連絡するよう長野県水防計画書に管理者を掲載し体制を整えている。

また、万水川の改修は、これらの流入は全て見込んで計画している。したがって計画洪水で溢れることはない。